

広島県訓令第二号

本 庁
地 方 機 関

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の旅費の支給に関する規程（昭和二十八年広島県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「さかのぼって」を「遡って」に改め、同条第四号中「療養補償、」を「療養補償若しくは」に、「若しくは」を「又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第五条第一項中「ドック」を「ドック」に改める。

第六条第一項中「、広島県自治総合研修センターが行う」を「引き続き五日以上にわたる」に改め、「及びその他の研修等で引き続き五日以上にわたるものを受けるため宿泊することを要する旅行」を削る。

別表第四を次のように改める。

別表第四（第六条関係）

研修等日額旅費の額及び支給期間

日 額	支 給 期 間
九、二五〇円。ただし、研修等を受けるため特定の宿泊施設に宿泊する必要がある場合（研修機関が有する専用の宿泊施設の利用が可能な場合を含む。）においては、その宿泊料実費相当額（当該額が条例第十七条に定める額を超える場合にあっては、同条に定める額）に四六〇円を加算した額	当該用務地に到着した日の翌日（研修等の開始される日に当該用務地に到着した場合にあっては、その日）から帰庁のため当該用務地を出発した日の前日までの期間について支給する。ただし、宿泊場所が指定された場合において、研修の終了した日以後に当該施設の都合により宿泊できない場合は当該日を除いた期間とする。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。